

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></b></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性  適格機関投資家等特例業者（金商法第63条第1項各号に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>IX-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）主な着眼点  ①～④ （略）  （新設）</p> <p>（2）監督手法・対応  ① 法令違反行為を行っていることが認められた場合  日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、勧誘等に関して投資者に対し金商法第38条第1号に掲げる行為又は金商法第39条第1項若しくは第2項各号に掲げる行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式IX-1により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。</p>	<p><b><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></b></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性  適格機関投資家等特例業者（金商法第63条第1項各号に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>IX-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）主な着眼点  ①～④ （略）  ⑤ <u>投資者が適格機関投資家等であること、適格機関投資家以外の者が49人を超えていないことを確認し、確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。</u></p> <p>（2）監督手法・対応  ① 法令違反行為を行っていることが認められた場合  日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、勧誘等に関して投資者に対し金商法第38条第1号に掲げる行為又は金商法第39条第1項若しくは第2項各号に掲げる行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式IX-1により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。<u>また、証券検査等において当該行為を行っていることが認められた場合にも、同様の対応を行うものと</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>② （略）</p> <p>IX-1-2 実態把握</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 実態把握に当たっての留意事項 モニタリング調査や届出書類の事後確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>①・② （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（3） 投資者保護上問題のある行為が認められた場合の監督手法・対応</p> <p>① 投資者保護上問題のある行為を行っていることが認められた場合 日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場</p>	<p>する。</p> <p><u>適格機関投資家等特例業者が、適格機関投資家等以外の者に対して勧誘を行っていると思われる場合又は適格機関投資家以外の者が49人を超えていると思われる場合には、IX-2-4記載の対応を行う。</u></p> <p>② （略）</p> <p>IX-1-2 実態把握</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 実態把握に当たっての留意事項 モニタリング調査や届出書類の事後確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>適格機関投資家等である旨が適切に確認された者以外の者に対するファンドの勧誘が行われていないか。また、適格機関投資家以外の者が49人を超えていないか。</u></p> <p>④ <u>虚偽告知や損失補填など法令違反が行われていないか。また、顧客資産の流用や運用内容に係る虚偽報告など投資者保護上問題のある行為が行われていないか。</u></p> <p>（3） 投資者保護上問題のある行為が認められた場合の監督手法・対応</p> <p>① 投資者保護上問題のある行為を行っていることが認められた場合 日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が投資者保護上問題のある行為を行っている<u>と認められた場合には、投資者保護の観点から別紙様式Ⅸ-2により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。</u></p> <p>② （略）</p> <p>Ⅸ-1-3 （略）</p> <p>Ⅸ-2 諸手続</p> <p>Ⅸ-2-1 届出事項の確認</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>Ⅸ-2-2 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 問題があると認められた届出業者リスト等の作成 この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、上記Ⅸ-1-2(1)のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載することとする。</p>	<p>合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が投資者保護上問題のある行為を行っている<u>と認められた場合には、投資者保護の観点から別紙様式Ⅸ-2により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。</u> <u>また、証券検査等において当該行為を行っていることが認められた場合にも、同様の対応を行うものとする。</u></p> <p>② （略）</p> <p>Ⅸ-1-3 （略）</p> <p>Ⅸ-2 諸手続</p> <p>Ⅸ-2-1 届出事項の確認</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>Ⅸ-2-2 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 問題があると認められた届出業者リスト等の作成 この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、上記Ⅸ-1-2(1)のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、<u>直ちに</u>届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載することとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないとき（当該適格機関投資家等特例業者等の所在不明が明らかとなっている場合は直ちに）は、<u>原則として</u>、当該適格機関投資家等特例業者等を届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載するものとする。</p>	<p>また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から<u>原則として</u>3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないとき（当該適格機関投資家等特例業者等の所在不明が明らかとなっている場合は直ちに）は、当該適格機関投資家等特例業者等を届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載するものとする。</p>
<p>IX-2-3 （略）</p>	<p>IX-2-3 （略）</p>
<p>IX-2-4 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点</p> <p>適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務の要件に該当しない場合（適格機関投資家等特例業務にあつては、例えば、スキームの組成に必要とされる適格機関投資家が、適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実態のない業務に対する報酬を受け取ることによって、実際には適格機関投資家として出資対象事業持分を取得し、又は保有していないと評価し得るような場合を含む。）は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</p> <p>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、II-1-1（7）の無登録業者に対する対応に</p>	<p>IX-2-4 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点</p> <p>適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務の要件に該当しない場合（適格機関投資家等特例業務にあつては、例えば、スキームの組成に必要とされる適格機関投資家が、適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実態のない業務に対する報酬を受け取ることによって、実際には適格機関投資家として出資対象事業持分を取得し、又は保有していないと評価し得るような場合を含む。）は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</p> <p>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、II-1-1（7）の無登録業者に対する対応に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>準じた対応をとるものとする。</p> <p>Ⅸ－２－５ 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点  適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は<u>一般投資家</u>の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>準じた対応をとるものとする。<u>また、証券検査等において上記の要件に該当しないことが認められた場合にも、同様の対応を行うものとする。</u></p> <p>Ⅸ－２－５ 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点  適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は<u>適格機関投資家以外</u>の投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>